

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西脇市	板波町地区	令和2年4月22日	—

1 対象地区の現状

項 目	面 積
① 地区内の耕地面積	21.9ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.9ha
② 地区内における60歳以上の農業者の耕作面積の合計	20.2ha
(1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
(2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
③ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向の耕作面積の合計	3.1ha

2 板波町集落の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・若手農家がない ・農家も地権者も一緒になって、今後の板波町の農地をどう守っていくかを考えていく機会が必要 ・圃場整備から長期間が経過しており、1筆の区画が小さい。
--

3 板波町集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地は引き続き中心経営体へ集約を行う。
--

(参考) 地域の中心となる経営体 (担い手)

属性	経営体名 (代表者氏名)	現状〔令和元年度〕		今後農地の引き受けの意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認	A	水稲 野菜	6.9ha	水稲 野菜	3.1ha
	B	水稲 野菜	1.5ha	水稲 野菜	—
	C	水稲 黒大豆	0.8ha	水稲 黒大豆	—
	D	水稲	0.8ha	水稲	—

※ 「属性」には、認定農業者は「認」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「新」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

項目	内容
農地中間管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合のことを考え、機構の機能を活用し、もしもの時には新たな耕作者へスムーズに貸し付けを進めることができるよう、活用を前向きに検討する。 ・中心経営体が耕作できない農地については農地中間管理機構を活用しながら耕作者を探し、遊休農地にならないよう取り組む。
新たな中心経営体について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たに中心経営体を担える農家については、集落外からの参入者を含めて検討していく。
遊休農地対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、遊休農地は解消されているが、今後、遊休農地にならないよう農用地の状況、耕作者の状況の確認を行い、対策を行う。
農地保全への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、農地所有者が個々に営農しているが、保全管理は集落の農業者と自治会も協力し、地域ぐるみで取り組む。 ・板波町内で草刈り部隊を作り、遊休地の除草対応をして農地の保全管理ができるよう取り組む。